平成２２年（フ）第２５５号
静岡市駿河区下島554番地の２
破産者　牧田　英利
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４７号
静岡県榛原郡吉田町片岡3863番地の４、旧住所静岡県焼津市中島445番地の１
破産者　浅川　吉男
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６５号
京都府南丹市美山町中上前24番地
破産者　上林　眞実
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７０号
大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目30番地の３、開始決定時の住所大阪府吹田市高野台３丁目16番４号
破産者　大久保隆夫
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８９号
兵庫県明石市魚住町西岡1821番地
破産者　森岡　　博
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４９号
神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石337番地の１妙法寺グリーンハイツ203号、開始決定時の住所神戸市須磨区道正台１丁目１番３―2705号
破産者　岡本由樹子
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１７号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台３丁目４番地１　Ｃ棟104号
破産者　西井美由紀（旧姓丹田）
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５５号
広島市東区馬木７丁目1980番地１、開始決定時の住所広島市東区馬木７丁目594番地の16
破産者　東森　幸治
１　決定年月日　平成23年４月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５０６号
青森市岡造道１丁目１番30号　グリーンハウス５号、申立時の住所青森市大字幸畑字阿部野９番地２　たまえ荘16号
破産者　一戸　蘭子
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
神奈川県中郡大磯町国府本郷463番地　サニーハウス大磯201、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市山下506番地　サニーレジデンス平塚Ⅱ―401号
破産者　近藤　喜吉
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１７号
岐阜県大垣市万石３丁目43番地
破産者　松浦英姫こと　金　　英姫
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸572番地の５ピースフル高橋102号、開始決定時の住所岐阜県安八郡神戸町大字丈六道1112番地
破産者　片桐　五男
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
静岡県浜松市南区若林町1574番地の２
破産者　影山　博子
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５５６号
奈良県桜井市大字桜井362番地
破産者　山本　諭士
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１６号
広島県竹原市本町４丁目３番27号
破産者　西田　好孝
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５７号
香川県高松市香川町浅野378番地15
破産者　横山　新吉
１　決定年月日　平成23年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係